

第 10 回 経済の自由（1）

私たちは、自由に移動し、転居し、職業を選択・遂行し、財産をもつことができます。ところで、そのようなことが自由にできるのは当たり前であると思いませんか。しかしながら、歴史を振り返り、あるいは、世界に目を広げれば、決して当たり前のことではありません。今回と次回では、モノやカネに関する自由である経済的自由権について考えます。日本国憲法が保障する経済的自由権のうち、今回は、居住・移転の自由（22 条 1 項前段・2 項）と財産権（29 条）を取り上げます。

1. 公共の福祉

- ・ いかなる人権も、絶対無制限に保障されるのではなく、公共の福祉による制限がある。
- ・ 公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、自由権一般には、12 条や 13 条を根拠とした必要最小限度の内在的な制約のみが認められ、経済的自由権には、22 条や 29 条を根拠に、福祉国家理念の実現という見地からの政策的な制約が予定されている。

2. 居住・移転の自由

- ・ 22 条 1 項前段が保障する居住・移転の自由とは、どこに住み、どこへ移動するかについての自由であり、これには旅行の自由も含まれる。
- ・ 22 条 2 項は、外国移住の自由と国籍離脱の自由を、日本国民に対して保障する。
- ・ 海外渡航の自由（外国旅行の自由）が憲法のどの条項で保障されるかについては、争いがある。22 条 1 項の居住・移転の自由に含まれるという見解や、13 条の幸福追求権に含まれるという見解もあるが、判例は、22 条 2 項の外国移住の自由に含まれるという（帆足計事件判決（最大判昭和 33 年 9 月 10 日民集 12 卷 13 号 1969 頁））。

○ 帆足計事件最高裁判決（最大判昭和 33 年 9 月 10 日民集 12 卷 13 号 1969 頁）

前参議院議員の X は、1952（昭和 27）年 2 月、当時わが国とは国交がなく停戦下であった旧ソビエト連邦のモスクワで開催される国民経済会議に出席するために、一般旅券発給の申請をしたところ、旅券法 13 条 1 項 5 号（現 13 条 1 項 7 号）にいう「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」にあたるとして、外務大臣によって旅券の発給が拒否されたため、会議に出席できなかった。そこで、X は、本件旅券発給拒否処分が違憲・違法なものであるとして、外務大臣に対して、損害賠償を請求した。

最高裁判所は、日本国憲法 22 条 2 項の外国移住の自由には一時的な外国旅行の自由を含むと判示したうえで、外国旅行の自由といえども無制限に許されるものではなく、公共の福祉のために合理的な制限に服するとし、X の請求を棄却した。

### 3. 財産権の保障

- 29条1項は、個人が現に有する具体的な財産上の権利と、個人が財産権を享有できる法制度とを保障する（森林法事件最高裁判決（最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁））。
- 29条2項は、1項で保障された財産権の内容が、法律によって一般的に制約されるものであることを明らかにしている。
- 29条3項は、公共のために個人の私有財産を国家が制約できること、そして、その際には正当な補償が必要であることを規定する。
- 補償が必要な場合とは、国家が特定個人に特別の犠牲を加えた場合である。すなわち、侵害行為が特定の者を対象とするものであるかと、侵害の程度が受忍限度を超えるものであるかを総合的に判断する。
- 正当な補償とは、原則として、制約された財産の客観的な市場価格の全額を補償することをいう（土地収用法事件最高裁判決（最判昭和48年10月18日民集27巻9号1210頁））。ただし、判例は、戦後の農地改革のように社会の著しい変化が生じた場合などには、例外的に、当該財産について合理的に算出された相当な額であれば足りるとしたこともある（農地改革事件最高裁判決（最大判昭和28年12月23日民集7巻13号1523頁））。
- 補償請求は、通常、法令の具体的な規定（例えば、土地収用法68条以下）に基づいて行うが、たとえ法令に補償規定が欠く場合でも、憲法29条3項を直接の根拠に補償請求を行うことができる（河川附近地制限令事件最高裁判決（最大判昭和43年11月27日刑集22巻12号1402頁））。

#### ○ 森林法事件最高裁判決（最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁）

父から生前贈与されていた山林を見Yと持分2分の1ずつ共有していた弟Xは、その管理方法などをめぐって対立したため、Yに対して分割請求した。しかし、1987（昭和62）年改正前の森林法186条は、民法256条1項（共有物の分割請求）の規定にかかわらず、各共有者の持分価額が過半数に達しない場合、分割請求できないと規定しており、裁判所は、Xの分割請求を認めなかった（静岡地判昭和53年10月31日民集41巻3号469頁、東京高判昭和59年4月25日民集41巻3号469頁）。そこで、Xは、森林法186条の規定は日本国憲法29条に違反するとして、上告した。

最高裁判所は、(1) 憲法29条1項は、私有財産制度のみならず、国民の個々の財産権を保障した規定であり、(2) 財産権に対する規制は、立法府の判断を尊重して、立法の規制目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、規制手段が目的達成のための手段として必要性または合理性に欠けていることが明らかである場合に限り、違憲と判断すべきところ、(3) 森林法186条の立法目的は、森林の細分化を防止することによって森林経営の安定を図り、もって国民経済の発展に資することにある（この立法目的は、公共の福祉に合致しないことが明らかとはいえない）が、共有者間に紛争が生じて森林荒廃の事態が生じた場合、本条はかえってその事態を永続化させてしまい（立法目的との合理的関連性が明らかでない）、また、共有物の性質に応じた合理的な現物分割を行うことは可能であり、現物分割が直ちに森林の細分化を招くわけではない（立法目的を達成するためには不必要な規制である）ので、(4) 森林法186条の規制手段は、同条の立法目的との関係で合理性も必要性も肯定できないことが明らかであって、憲法29条2項に違反し、無効であると判示した（Xの請求を認めなかった控訴審判決を破棄し、事件を東京高等裁判所に差し戻した）。

#### ○ 農地改革事件最高裁判決（最大判昭和28年12月23日民集7巻13号1523頁）

農地改革により農地を買収されたXは、自作農創設特別措置法6条3項による買収対価の算定価格が当時の経済事情からみて著しく低いと考え、これが日本国憲法29条3項にいう「正当な補償」とはいえないので、対価の増額変更を請求した。

最高裁判所は、「正当な補償」とは、「その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基き、合理的に算出された相当な額」であり、「必しも常にかかる価格と完全に一致することを要するものではない」と判示した（Xの請求を棄却した）。

次回も、経済的自由権です。職業選択の自由（22条1項後段）を取り上げます。